平成24年5月11日

各　位

会社名　ネットワンシステムズ株式会社
代表者名　代表取締役　社長執行役員　吉野　孝行
（コード:7518　東証第1部）
照会先　取締役　執行役員　片山　典久
本リリースに関する問い合わせ先
広報・IR室長　武藤　英之
（TEL.03－5462－0803）

取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入のお知らせ

平成24年5月11日開催の当社取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等としてストックオプション（新株予約権）の導入に関する議案を、平成24年6月14日開催予定の第25回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.　株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入する理由

取締役の報酬と株式価値とを連動させることにより、株価変動によるメリットやリスクを株主の皆様と共有し、中長期的な企業価値の向上、株価上昇への意欲や士気をより一層高めることを目的とするものであります。

なお、当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、固定報酬である基本報酬と、業績等に応じて毎年支給される業績連動報酬である賞与によって構成されておりますが、株式報酬型ストックオプションは、中長期的な業績連動報酬として新たに導入するものであります。

中長期的な業績連動報酬として導入される新株予約権に係る報酬等の額は、新株予約権の割当日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。新株予約権に係る報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績及び当社取締役の業務執行の状況・貢献度等を勘案としておりますので、当社は、新株予約権の具体的な内容は相当なものであると考えております。

2.　株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に割り当てる新株予約権の数は 500 個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲内で調整することができるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラックショールズモデルにより算出した１株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内の範囲で、別途当社取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人（嘱託社員を除く）のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

なお、本総会終結の時以降、当社の執行役員及び当社子会社の取締役に対しても上記の株式報酬型ストックオプションと同内容のストックオプション（新株予約権）を、当社取締役会決議により割り当てる予定です。

以 上